

道明地区住居表示整備事業 住民説明会 (各種変更手続き) を開催しました

令和7年7月30日から8月5日にかけて、道明地区住居表示整備事業（各種変更手続き）に係る住民説明会を開催しましたので、開催結果の概要をお知らせします。

なお、本お知らせは概要版となりますので、説明会中の詳しい質疑応答などは、盛岡市公式ホームページからご覧ください。【広報ID：1051986】

1 開催日時及び参加者数

道明地区で実施する住居表示整備事業について、住所変更に伴い各種変更手続きが必要となることから、下記のとおり地域住民の皆さまに説明しました。

月 日	開始時刻	会 場	参加者数
7月30日(水)	午前10時	都南分庁舎	43名
8月3日(日)	午前10時	大会議室	63名
8月5日(火)	午後7時	盛岡タカヤアリーナ 第1・第2会議室	16名
		計	122名

2 主な質問・ご意見

- ・旧住所あてで郵便物が届いた時、郵便局の方で読み替えして対応いただけるものか。
→郵便局に確認したところ、住居表示の実施から1年程度は旧住所の記載でも郵便物は届くとのことでしたが、各世帯に配布する「住所変更ハガキ」を御利用いただくなどにより、必要な方に新住所をお知らせくださるようお願いします。
- ・今回の住所変更に伴い、小・中学生の住所変更は各自で行う必要があるのか。
→市立の小・中学校に通学する児童の住所変更については、市の教育委員会から各学校に対して住所変更の連絡を行いますので、各自で手続きする必要はありません。
- ・町名板と住居表示プレートは、必ず貼らなければならないか。
→法律で貼り付け義務はありますが、罰則はありません。個人情報の観点から表示したくない方もいると思いますが、住居表示プレートの表示に御協力をお願いします。

3 お問い合わせについて

住居表示事業及び住民説明会結果について、ご不明点等ございましたら、下記担当部署へご連絡ください。

担当：盛岡市総務部管財課 管理係
Tel：019-626-7507（直通）